

一般会計等注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

事業用資産とインフラ資産の開始時簿価(平成 26 年度末)については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価としています。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明のものについては、原則として備忘価額 1 円としています。

再調達原価の計算は次に基づき行なっています。

土地の再調達原価については、「固定資産評価基準」(昭和 38 年自治省告示 158 号)に基づく固定資産評価額を基礎とした評価を行なっています。

償却資産の再調達原価については、見積法により開始時以降の使用可能期間の年数を見積もって評価しております。

開始(平成 27 年度)以降は、取得原価で評価しています。なお、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地については、備忘価額 1 円としています。

いずれの資産も再評価は行なっておりません。

② 無形固定資産

無形固定資産の開始時簿価は、取得原価としています。開始後も同様です。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

現在保有している有価証券は、連結対象団体への出資およびその他の有価証券であり、取得原価で評価しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

すべての償却資産を定額法により償却しています。

耐用年数は、原則として「償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に拠っています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

徴収不能引当金は、1 年以上の徴収不能者について名寄せを行い、確実に徴収不能となる分の額とそれ以外のものは、過去 5 年の不能欠損率の平均を乗じた額で計上しています。

② 投資損失引当金

連結対象団体に対する出資金について、実質価額が著しく低下した場合は、実質価額と取得価額(出資額)との差額を臨時損失(投資損失引当金繰入額)として計上し、貸借対照表の投資損失引当金に計上しています。なお、実質価額が 30%以上低下した場合に、著しく低下したものとみなしています。

③ 退職手当引当金

地方公務員の退職手当は地方自治法第 204 条第 2 項の規定により、条例で退職手当を支給することができることとされ、同条第 3 項の規定により、退職手当額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならないとされています。

当村では、「職員の退職管理に関する規則」において、長野県市町村総合事務組合へ事務委託し、さらに長野県市町村総合事務組合の定める「長野県町村職員退職手当組合退職手当支給条例」に基づき、退職手当の支給を行なうことを規定しています。

長野県市町村総合事務組合における、退職手当支給予定額に係る負担見込額は、次のとおりです。

(単位:千円)

	一般職 (1)		特別職 (2)	積立不足額 (3)	将来負担額 (1)+(2)+(3)
	うち基本額	うち調整額			
	194,632	0	18,900	△157,516	371,048

退職手当引当金は、このうち将来負担額を計上しています。

なお、将来負担額は、職員が決算年度末で退職した場合の要退職手当支給額を計算しています。

行政コスト計算書の退職手当引当金繰入額は、繰入と取崩を相殺して表示しています。

④ 賞与引当金

賞与引当金は、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。具体的には、12 月から 3 月までの 4 か月分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

現在のリース契約は、すべてがファイナンス・リースであり、資産計上はしていません。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

資金収支計算書は、歳計現金(一般会計および特別会計における現金)を範囲としており、歳計外現金は範囲としていません。ただし、欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

(7) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① 会計間の相殺消去

一般会計及びそれぞれの特別会計間の繰入繰出額を相殺消去した金額で表示しています。

② 消費税及び地方消費税の会計処理

税込み方式によっています。

2 重要な後発事項

(1) 主要な業務の改廃

ありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

ありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

特にありません。

(4) 重大な災害等の発生

ありません。

(5) その他重要な後発事象

ありません。

3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

泰阜村産業振興資金(同一人に対する貸付限度額 1,500 万円)について、損失補償(補償限度 100 分の 100)を債務負担行為として議会において議決しておりましたが、実績はありませんでした。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

係争中のものはありません。

(3) その他主要な偶発債務

ありません。

4 追加情報

(1) 会計基準などについて

この財務書類 4 表は、総務省が平成 27 年 1 月に公表した「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき計算し、表示しております。

複式仕訳により計算していますが、日々の財務会計の数値を、期末一括仕訳により計算して表示しています。具体的には、決算書における予算科目「款項目節」のうち「節」をキイ項目として自動仕訳を行い、必要な修正と発生主義等に基づく必要な仕訳を行っております。

(2) 対象範囲(対象とする会計名)

財務書類 4 表が対象とする会計名は、次のとおりです。

一般会計

(3) 出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度の計数としている旨、地方自治法第 235 条の 5 に、「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」と規定されていることから、4 月 1 日から 5 月 31 日までを出納整理期間として設置しています。

会計年度は、3 月 31 日で終了しますが、3 月 31 日までに、当該年度に属する歳入歳出予算執行後に、実際の収入、支出の経理を行なうことができる期間として出納整理期間を位置づけています。したがって、出納整理の対象となるものは、3 月 31 日までに、収入については収入調定手続きが、支出については支出負担行為手続きが終了しているものを処理しており、この収入調定・支出負担行為手続きが 3 月 31 日までに完了していないものは、新年度処理とし、当該年度には計上していません。

以上から、決算書については、出納整理期間終了の 5 月 31 日の計数をもって会計年度の計数としています。

(4) インフラ資産と事業用資産の区分について

有形固定資産のうち、道路、河川、公園、治山などの防災施設、簡易水道施設はインフラ資産に区分しています。

(5) 端数の表示について

表示単位未満の金額は四捨五入することとしていることから、四捨五入により合計金額に齟齬が生じています。

(6) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況は次のとおりです。

指標の名称	指標の内容	財政再生 基準	早期健全化 判断基準	平成 28 年度 算定数値
実質赤字比率	平成 29 年度の実質収支額により泰阜村一般会計の実質赤字比率を算定した指標	20.00%	15.00%	△15.36%
連結実質赤字比率	平成 29 年度の実質収支額により泰阜村一般会計及びすべての特別会計の実質赤字比率を算定した指標	30.00%	20.00%	△18.62%
実質公債比率	平成 27 年度から平成 29 年度 3 カ年の一般会計、すべての特別会計及び負担補助金を支出したすべての一部事務組合等が起こした起債に関する比率を算定した指標	35.0%	25.0%	7.8%

指標の名称	指標の内容	財政再生 基準	早期健全化 判断基準	平成 28 年度 算定数値
将来負担比率	一般会計、すべての特別会計及び負担金補助金を支出したすべての一部事務組合等を対象とした、起債償還や退職手当など将来予想される負担を算定した指標		350.0%	△53.7%

(7) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
ありません。

(8) 繰越事業に係る将来の支出予定額

(単位：千円)

商工費	商工業振興事業補助金（企業等支援事業）	1,529
商工費	地場産業生産加工施設駐車場造成工事	13,000
土木費	村道維持修繕工事	13,300
合計		27,829

(9) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及び範囲

売却可能資産として位置づけている資産は、現在ありません。

(10) 減価償却について直接法を採用した場合、当該有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額

減価償却費の計上は、有形固定資産は間接法、無形固定資産は直接法により行っています。

無形固定資産の減価償却累計額 3,408,417 円

(11) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

将来にわたる村財政の健全な運営に資するため、減債基金を条例により減債基金を設置し積み立てています。

年度末現在の状況は次のとおりです。

地方債等(1年以内償還予定地方債等を除く。)	283,843,631 円
減債基金	279,438,968 円

(12) 基金借入金(繰替運用)の内容

基金の繰替運用はしていません。

(13) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

過疎対策事業債をはじめとして、将来の交付税措置が見込まれる額は次のとおりです。

(単位：円)

地方債	年度末残高	交付税措置見込額	措置割合等
過疎対策事業債	1,683,197,929	1,178,238,550	70%
臨時財政対策債	770,733,302	770,733,302	100%
災害復旧債	13,738,884	13,738,884	100%
緊急防災・減債事業債	6,414,679	4,490,275	70%
合計	2,474,084,794	1,953,462,127	-

(14) 将来負担に関する情報(地方公共団体健全化法における将来負担比率の算定要素)

将来負担比率の計算式は、次のとおりです。

$$\frac{\text{将来負担額 } 3,292,928 \text{ 千円} - \text{充当可能財源 } 3,829,182 \text{ 千円}}{\text{基準財政規模 } 1,266,459 \text{ 千円} - \text{算入交際費等の額 } 268,434 \text{ 千円}} = \frac{\Delta 536,254 \text{ 千円}}{998,025 \text{ 千円}} \\ = \Delta 53.7\%$$

(15) 純資産における固定資産形成分及び余剰分(不足分)の内容

純資産の固定資産形成分は、資産の部の固定資産残高に、流動資産の短期貸付金と基金を加えたものです。資産形成のために充当した資源の蓄積です。

固定資産残高	8,292,276,051	(円)
短期貸付金	0	
流動資産の基金	395,805,339	
合計	8,688,081,390	

余剰分(不足分)は、流動資産から、短期貸付金と流動資産の基金を差し引いた額から、さらに負債合計を差し引いた額です。

流動資産	606,466,580	(円)
短期貸付金	0	
流動資産の基金	△395,805,339	
小計	210,661,241	
負債合計	△2,940,889,795	
差引額	△2,730,228,554	

すなわち、本年度純資産が、5,957,852,836 円であるのに対し、内訳の固定資産等形成分は 8,688,081,390 円となり、それに伴い 2,730,228,554 円が不足しています。

(16) 基礎的財政収支

償還のための借入金はありません。

(17) 既存の決算情報との関連性

毎年公表している一般会計、特別会計の各決算書は、単式簿記による、その年度の歳入歳出額を表示しています。歳入歳出は、現金主義により、実際に収入し、また支出したもの

を計算しています。

財務書類 4 表は、複式簿記により、その年度の歳入歳出の状況と、それによる資産、負債、純資産の決算末時点の状況を表示しています。また、発生主義により、実際に収入し、また支出していないものでも、債権債務が確定しているもの及び合理的に見積もることができるものは、当該年度の収入、支出として計算しています。

(18) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

(単位:円)

業務活動収支	290,632,823	
賞与等引当金戻入額	15,996,970	発生主義による計上
賞与等引当金繰入額	△14,965,102	発生主義による計上
退職手当引当金繰入額	△5,344,000	発生主義による計上
減価償却費	△377,778,583	発生主義による計上
徴収不能引当金繰入額	△1,597,511	発生主義による計上
徴収不能引当金戻入額	751,903	発生主義による計上
長期延滞債権前年度計上額	△1,545,861	発生主義による計上
長期延滞債権本年度計上額	709,603	発生主義による計上
未収金前年度計上額	△414,930	発生主義による計上
未収金本年度計上額	353,300	発生主義による計上
投資損失引当金繰入額	△184,594	発生主義による計上
資産除売却損	△26,961,539	帳簿上の残高の減少
基金取崩収入	40,056	財源のうち投資活動収支分
投資活動収入国県等補助金収入	12,802,600	財源のうち投資活動収支分
本年度差額	143,031,000	

(注)長期延滞債権および未収金は、年度末において洗替方式により戻入・繰入を計上しています。このため、行政コスト計算書において繰入勘定の残高をマイナスで表示する場合があります。

(19) 一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額

当年度における一時借入れはありませんでした。

一時借入れの限度額は、5 億円です。

(20) 重要な非資金取引

ありません。

(21) 村税等の計上について

村民税等の税収と地方交付税は行政コスト計算書には計上せず、直接に純資産変動計算書に計上しています。国県補助金等も同様です。行政コスト計算書は、企業会計の損益計算

書とは相違していますのでご注意ください。

(22) 純資産変動計算書の資産評価差額

ありません。

(23) 長期延滞債権と未収金の明細

長期延滞債権(税込等収入分)	90,532	(円)
長期延滞債権(使用料及び手数料収入分)	865,245	
合計	955,777	
未収金(税込等収入分)	53,300	
未収金(使用料及び手数料収入分)	300,000	
合計	353,300	

附属明細書に関する注記

(24) 純資産変動計算書の有形固定資産等の増加額

純資産変動計算書の有形固定資産等の増加額と様式第5号附属明細書①有形固定資産の明細の本年度増加額との差異は、本年度増加額に無形固定資産の本年度増加額が含まれていないためです。なお、建設仮勘定の固定資産形成分は、前年度計上されているため今年度は含まれません。

本年度増加額	459,258,353	(円)
無形固定資産増加額	12,148,164	
合計	471,406,509	
有形固定資産等の増加額	471,406,509	

(25) 減価償却累計額

行政コスト計算書の減価償却費と様式第5号附属明細書①有形固定資産の明細の本年度償却額との関係は、次のとおりです。

本年度償却額	374,896,065	(円)
無形固定資産減価償却費	2,882,518	
合計	377,778,583	
行政コスト計算書の減価償却費	377,778,583	

(26) 純資産変動計算書の有形固定資産等の減少額について

純資産変動計算書の有形固定資産等の減少額は、行政コスト計算書の減価償却費と資産除売却損、資産売却額の合計額です。

減価償却費	377,778,583	(円)
資産除売却損	26,961,539	
資産売却額	194,000	

有形固定資産等の減少額 404,934,122

なお、様式第5号附属明細書①有形固定資産の明細の本年度減少額と本年度償却額との関係は、次のとおりです。

<様式第5号附属明細書①有形固定資産の明細>

本年度減少額	66,957,416	・ ・ ・ ・ ・ ①	(円)
(内訳)			
資産除売却損			26,964,259
資産売却額			151,224
建設仮勘定振替分			10,780,000
本年度除売却資産の減価償却累計額			29,061,933
合計			66,957,416
本年度償却額	374,896,065	・ ・ ・ ②	
無形固定資産減価償却費	2,882,518	・ ・ ・ ③	
合計	444,735,999	・ ・ ・ ①+②+③	

<純資産変動計算書>

有形固定資産等の減少	404,934,122	
資産売却益		▲40,056
建設仮勘定振替分		10,780,000
本年度除売却資産の減価償却累計額		29,061,933
合計		444,735,999